



2023年5月26日(金) 勤務条件に関する要望Ⅰ

徳島県庁にて

徳島県庁にて、今年度初めての要望(勤務条件に関する要望Ⅰ)がありました。徳島県教職員団体連合会からは喜多委員長、栗田事務局長、中道事務局次長、浅野常任執行委員、谷常任執行委員が参加しました。会員の代表として、徳島県の子どもたちのために現状を伝えてきました。主な要望として本部からは、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、質の高い教育を行うために、学校における働き方改革を推進すること。そのために、教員業務支援員、学習指導員、部活動指導員の支援人材の配置拡充を図ること。また、市町村教育委員会と連携し、あらゆる手段を用いて人材の確保に努めることについて再要望しました。

5月26日(金) 徳島県庁 勤務条件に関する要望Ⅰ



主な要望内容

- 教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、質の高い教育を行うために、学校における働き方改革を推進すること。そのために、教員業務支援員、学習指導員、部活動指導員の支援人材の配置拡充を図ること。また、市町村教育委員会と連携し、あらゆる手段を用いて人材の確保に努めること。
- 食に関する指導の充実のため、栄養教諭をさらに増員するとともに、受配校の数やクラス数、職員や幼稚園の食数を踏まえ、食の指導への対応加配を増員すること。
- 保健室登校や通院しながら登校する児童生徒、アレルギー疾患等で支援の必要な児童生徒の増加に対して、よりきめ細やかに対応するため、養護教諭の複数配置について研究校を増やす等、適切な配置を進めること。
- 共同学校事務室を統括するブロックリーダー(事務課長6級職)を配置すること。なお、ブロックリーダーの勤務校には、加配として学校事務職員を配置すること。
- 運動部活動・文化活動の質的な向上や活性化を図り、教職員の業務負担軽減に繋げるために、専門的な知識・技能を有し、単独での指導や引率ができる部活動指導員配置に向けた取組や実証検証を行うこと。

要 望 事 項

1 栄養教諭・学校栄養職員について

- (1) 食に関する指導の充実のため、栄養教諭をさらに増員するとともに、受配校の数やクラス数、職員や幼稚園の食数を踏まえ、食の指導への対応加配を増員すること。

【回答】

今後とも標準法に則り、栄養教諭・学校栄養職員の適正な配置に努めてまいります。また、加配についても国に引き続き要望してまいります。

- (2) 産・育休代替え教師の安定的な確保のための加配定数による支援について、対象職種に栄養教諭も含むこと。

【回答】

産・育休代替教師の安定的な確保のための加配について、文部科学省の加配要件では、栄養教諭については対象外となっています。要件の改善については、今後、国へ要望してまいります。

- (3) 栄養教諭・学校栄養職員未配置校への食育指導や食物アレルギー等の個別指導・給食管理が適切に行われるように勤務形態を考慮すること。

【回答】

すべての小中学校において、食育指導や給食管理が適正かつ公平に行われるよう、加配や兼務等の対応をしているところです。今後も、人事配置や勤務形態について、可能な限り考慮するよう努めてまいります。

2 養護教諭について

- (1) 保健室登校や通院しながら登校する児童生徒、アレルギー疾患等で支援の必要な児童生徒の増加に対して、よりきめ細やかに対応するため、養護教諭の複数配置について研究校を増やす等、適切な配置を進めること。

【回答】

養護教諭の複数配置については、標準法に則り実施してまいります。定数の改善および加配については、引き続き国に要望してまいります。

- (2) 産・育休代替え教師の安定的な確保のための加配定数による支援について、対象職種に養護教諭も含むこと。

【回答】

産・育休代替教師の安定的確保のための加配について、文部科学省の加配要件では、養護教諭については対象外となっています。要件の改善については、今後、国へ要望してまいります。

- (3) 引き続き年齢順遠距離勤務を実施しないこと。また、年齢順遠距離勤務のあり方を見直すなど、制度の抜本的改善を図ること。

【回答】

年齢順遠距離勤務は、県下全体のバランスを考えると必要な制度ですが、極力必要最小限に留めるよう努力してまいります。

年順が再開する場合には、できるだけ速やかに該当者に伝えるとともに、該当者の希望を十分に聞いて、異動作業を進めてまいります。

3 学校事務職員について

- (1) 「チーム学校」における学校運営のサポート、GIGAスクール構想の推進及びコンプライアンス強化につながる共同学校事務室のさらなる拡充を図るとともに室長及びサブリーダー勤務校に執務室を設けること。

【回答】

共同学校事務室の設置については、本年度は6市町7室となっているところです。引き続き、その成果と課題を検証し、その拡充についても検討してまいります。執務室の設置については、市町村教育委員会に働きかけてまいります。

- (2) 共同学校事務室を統括するブロックリーダー（事務課長6級職）を設置すること。なお、ブロックリーダーの勤務校には、加配として学校事務職員を配置すること。

【回答】

共同学校事務室を統括する事務課長6級職を設置することは困難です。また、勤務校への加配については、引き続き調査研究してまいります。

- (3) 学校運営事務に関する専門性を有する唯一の職員として、また校長を学校経営面から補佐する学校運営チームの一員として、その専門性を伸ばしていくための資質・能力を高める研修制度を確立すること。

【回答】

学校事務職員の研修については、毎年、見直しを行っているところです。今後とも、学校事務業務の専門性の向上に向けて充実・改善をしてまいります。

4 教育環境の整備について

- (1) GIGAスクール構想を円滑に進めるため、GIGAスクールサポーターやICT支援員の更なる増員配置するよう市町村教育委員会へ指導・助言を行うこと。また、「GIGAスクール運営支援センター」を設置し、支援体制の更なる充実を図り、教職員や保護者、児童生徒が今まで以上に安心してタブレット等を扱える環境整備を行うこと。

【回答】

ICT支援員等のICTに関する専門的な人材の配置については、市町村教育委員会に対してその活用について周知しているところです。

また、「GIGAスクール運営支援センター」への参加についても、各市町村教育委員会に対し、引き続き働きかけてまいります。

GIGAスクール構想の実現に向けて、国の動向を注視しながら、必要な環境整備に努めてまいります。

- (2) 校務の円滑化のため、統合型校務支援システムの導入と改善を引き続き進めること。改善については現場の声を取り入れる機会を作り、意見を集約すること。また、システムを活用した好事例を共有し、学校における利活用を促すこと。

【回答】

各学校の担当者を対象とした研修会や、各市町村の代表者との意見交換会を実施するなど、引き続きシステムの利便性の向上と改善に向けて取り組んでまいります。

- (3) 小学校高学年における教科担任制の導入にあたっては、週担当時間数の削減が可能となるよう、専科指導教員の計画的な配置・増員の充実に努めること。

【回答】

教科担任制の導入における教員の人的配置については、今年度さらに研究校を増やし、専科加配を大幅に増員配置しているところです。引き続き専科加配の充実に国に要望してまいります。

5 多忙化の解消・業務改善について

- (1) 教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、質の高い教育を行うために、学校における働き方改革を推進すること。そのために、教員業務支援員、学習指導員、部活動指導員の支援人材の配置拡充を図ること。また、市町村教育委員会と連携し、あらゆる手段を用いて人材の確保に努めること。

【回答】

教員業務支援員、学習指導員（学びサポーター）、部活動指導員について、引き続き、市町村教育委員会に制度の積極的な活用を促すとともに、予算の確保にも努めてまいります。

また、部活動指導員の人材の確保につきましては、「運動部活動指導者人材バンク」、「あわ文化教育人材バンク」を整備し、市町村教育委員会からの依頼に応じて人材を紹介できる体制を整えております。

- (2) 困難な事案を抱える児童生徒及び家庭を支援するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの更なる増員配置や支援相談体制の拡充を図ること。

【回答】

スクールカウンセラーについては、公立全小中学校及び県立学校に配置し、継続的なカウンセリングの実施に努めてまいります。

また、スクールソーシャルワーカーについては、全ての市町村教育委員会及び県立学校1校に配置するとともに、学校からの要請派遣を実施し、教育相談体制の充実に努めているところです。

厳しい財政状況ではありますが、引き続き予算の確保に努め、教育相談体制の充実に努めてまいります。

- (3) 運動部活動・文化部活動の質的な向上や活性化を図り、教職員の業務負担軽減に繋げるために、専門的な知識・技能を有し、単独での指導や引率ができる部活動指導員配置に向けた取組や実証検証を行うこと。

【回答】

運動部の部活動指導員配置については、平成30年度から「部活動指導員配置促進事業」（R5：事業名変更「あわっ子運動部活動サポーター（部活動指導員）配置支援事業」）を実施、今年度は、昨年度の15町50名から1町19名増の16市町69名と、毎年度配置数を拡充しながら取り組んでいます。

文化部活動についても、各市町村教育委員会に対し、本年度より「あわっ子文化部活動サポーター（部活動指導員）配置支援事業」の活用を促すことにより活動の質的な向上や活性化を図り、教職員の業務負担軽減に向けて取り組んでまいります。

- (4) 県学力ステップアップテストのCBT化、人事記録カードの電子化、給与明細や必要のない押印の廃止など、学校におけるデジタル化を促進させること。

【回答】

国においては全国学力・学習状況調査のCBT化に向け、令和3年度以降、試行・検証を行い、教科調査については、令和7年度以降、中学校からは先行導入を予定しています。県学力ステップアップテストのCBT化については、令和4年度以降試行・検証を進めているところであり、令和5年度は対象校を増やして研究を進めてまいります。

人事記録カードの電子化については、早期に実現できるように一層研究を進めてまいります。

各種手続きにおける押印廃止については、県の押印見直し対応方針に沿って可能な限り進めております。給与明細の押印については、知事部局の動向を注視してまいります。

- (5) 学校における働き方改革の推進に向けて、昨年度実施された教員勤務実態調査の結果をもとに、教職員の持ち帰り業務や勤務間インターバルの在り方について検討を進めること。

【回答】

教委職員の持ち帰り業務については、原則禁止という認識のもと、令和3年度から導入している学校業務支援システムを活用した業務改善やICTを活用した業務の効率化を図るなど、解消に向けた取組を推進するよう、引き続き校長会等の機会に周知してまいります。

また、勤務間インターバルの在り方については、教職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な時間数を確保するという認識のもと、まずは、出退勤管理システムによる、時間外在校等時間の把握に努め、時間外在校等時間の縮減に向け、引き続き、働き方改革プランの積極的な推進に努めてまいります。

以上